

個人非居住者が上場法人等株式を譲渡した場合と 上場法人等株式の配当を受け取った場合の課税

税理士 高山 政信

〔事例〕

日本に恒久的施設を有しない個人非居住者が、日本の上場法人等株式を譲渡した場合と、上場法人等株式の配当を受け取った場合の課税はどうなるのか。

〔ポイント〕

- 1 日本に恒久的施設を有しない個人非居住者が上場法人等株式を譲渡した場合の課税
- 2 日本に恒久的施設を有しない個人非居住者が上場法人等株式の配当を受け取った場合の課税
- 3 租税条約に定める限度税率が国内法の税率を上回る場合の課税関係

〔解説〕

1 日本に恒久的施設を有しない個人非居住者が上場法人等株式を譲渡した場合の課税

(1) 昭和63年の原則課税改正以降

個人の株式譲渡に対する課税は、昭和63年改正前まで原則非課税であったが、昭和63年の税制改正により原則課税となり、課税方法としては申告分離課税と源泉分離課税が採用されてきた。しかし、国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合は、次に掲げる所得を除いて課税されなかった。

① 国内にあるゴルフ会員権等の譲渡による所得

② 同一銘柄の内国法人の株券等の買集め等による所得

③ 事業等の譲渡に類似する内国法人の株券等による所得

④ 非居住者が国内に滞在する間に行う国内にある資産（株式）の譲渡による所得

(2) 平成13年度改正の源泉分離課税廃止後の課税

イ 居住者による株式等の譲渡に対する課税
この場合の株式等の譲渡は20%の税率による申告分離課税が適用となる。ただし、居住者及び恒久的施設を有する非居住者が平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合、一定要件の下でこの課税譲渡所得等の金額に対する所得税の額を7%相当額となる特例が設けられた（措法37の11①）。

ロ 特定口座による取扱い

源泉分離課税が廃止されたことに伴い、申告分離課税になじみのない個人投資家への配慮という観点から、証券会社に開設した特定口座を通じて行う上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算の特例が創設され、上場株式等の譲渡による所得については、他の株式等の譲渡による所得と区分して計算することになるとともに（措法37の11の3）、特定口座における源泉徴収が行われるようになった（措法37の11の4）。

(3) 日本に恒久的施設を有しない非居住者に対するストックオプションの課税

イ 適格ストックオプションの場合

適格ストックオプションの場合、それを行使したときの経済的利益は非課税となるが、この

場合、非居住者の課税は居住者と同様に非課税となる。

日本に恒久的施設を有しない非居住者のストックオプションに係る特定株式の譲渡益は、国内にある資産の所得で（所令280②）、恒久的施設を有しない非居住者の課税所得に該当することから（所令291①三口）、申告納税の対象となる（措法29の2④、37の12①、措令19の3⑭）。これは、当該株式譲渡益の規定を読み替えて上記1(1)の③に掲げた所得に含めて課税するものである（措令19の3⑭）。

ロ 非適格ストックオプションの場合

この場合は、ストックオプションが付与され、それを行使した場合の経済的利益を給与所得として課税となることから、非居住者の場合、付与時から行使時までの間に国内勤務の期間があれば、この期間に対応する部分を国内源泉所得として課税になる。

日本に恒久的施設を有しない非居住者の非適格ストックオプションに係る株式譲渡益は、上記イに記述した特定株式に該当しないことから、本項(1)に掲げた①から④の場合に該当しない限り課税はないことになる（所令291）。

(4) 平成17年度改正(不動産関連法人株式等の譲渡所得課税等)

非居住者（法令では外国法人も含むがここでは個人非居住者を取り上げる。）が、国内に恒久的施設を有しているか否かにかかわらず、総資産に占める国内にある不動産(土地等、建物その他の一定の資産)の割合50%超の法人の発行する所定の株式等又は国内にある不動産を主たる信託財産（信託財産の価額の総額の50%以上）とする特定信託の所定の受益権の譲渡によって生じる所得を申告納税の対象となる国内源泉所得とする内容の改正が行われた（所令280②五、291①四、⑧～⑫）。なお、この改正は、平成16年3月に発効した新日米租税条約13条（譲渡収益）2項において、同様の規定がある。この規定の始まりは、米国が1980年に外国人不動産投資税法として創設したもので、本改正は、

この日米租税条約改正に伴い国内法の整備を図ったものである。

また、事業譲渡類似株式の譲渡益課税に係る改正も行われ、国内に恒久的施設を有しない非居住者が民法組合等を通じて内国法人の株式を大量に取得し、譲渡したとしても、事業譲渡類似株式の譲渡益課税の要件を満たさない場合も生じたことから、特殊関係株主等の範囲に係る改正が行われた。

(5) 非居住者

国内に恒久的施設を有する非居住者は、居住者と同じ扱いであるが、国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合は、上記(1)①から④、(3)及び(4)に掲げた場合を除いて課税にならない。

2 日本に恒久的施設を有しない非居住者が上場法人等株式の配当を受け取った場合の課税

(1) 国内法における原則としての配当課税

平成15年度税制改正により、非上場株式等の配当等、上場株式等の配当等で個人の大口株主（発行済株式等の5%以上を所有する者）の場合、原則として20%の税率が適用となる（所法182二）。

(2) 上場株式等の配当等の課税

平成15年度税制改正により、上場株式等の配当等（個人の大口株主を除く。）で平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるものは所得税が7%（住民税3%）である（措法9の3②）。そして、平成20年4月1日以降は、所得税率15%（住民税は5%）が適用となる（措法9の3①）。

なお、公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等も上記の上場株式等の配当等の課税と同じ時期に同じ税率が適用される。

この優遇税率（7%）は、非居住者に対する分離課税の税率（所法170）、外国法人に係る所得税の税率（所法179一）、非居住者等の所得に係る源泉徴収税額（所法213①一、②二）等に

適用される（措法9の3①、②）。

結果として、日本非居住者が日本の上場株式等の配当等を受け取った場合、措置法に規定する優遇税率の適用を受けることができることになる。

3 租税条約に定める限度税率が国内法の税率を上回る場合の課税関係

(1) 租税条約の配当所得課税

租税条約の配当所得条項は、配当を受け取る居住者（株主）の居住地国の課税権を認める一方、配当支払法人の居住地国（この配当所得の源泉地国）においても課税することが認められている。

租税条約における配当所得は、親子間配当と一般配当に分けて限度税率が定められているのが一般的である。例えば、親子会社間の配当は、配当支払法人の株式の一定割合以上を直接所有する者に対する配当の支払について適用され、これ以外の配当は一般配当ということになるが、限度税率は親子間配当の方が低税率になっている。その理由は、外国に子会社を設立するという直接的な国際的投資を促進する観点から、できる限り親子会社における重複した課税を避けるためとされている。

これら以外に、我が国では、平成8年2月に施行された日仏租税条約、平成16年3月に発効した日米租税条約において、特定の親子間配当について、源泉地国免税と規定されている。したがって、これらの租税条約における配当所得の限度税率は3種類ということになる。

(2) 租税条約実施特例法の適用

租税条約実施特例法3条の2の配当等に対する源泉徴収に関する規定では、上場株式等の配当課税で参照した所得税法170条、179条、213条、租税特別措置法9条の3等の適用については、限度税率が配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの国内法に規定する税率に代えて、租税条約に規定する限度税率が適用されることが規定さ

れている。

租税条約には限度税率が規定されているが、日本における所得税の適用である源泉徴収の税率を限度税率である旨の国内法がないと、源泉徴収関連の規定の適用ができないことから、租税条約実施特例法にこのことが規定されている。ただし、上記の配当に関しては、優遇税率適用期間中は、国内法の税率が限度税率を下回ることになり、国内法の適用となる。

結果として、平成15年度税制改正により配当所得に関する国内法が大幅に改正されて、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける上場法人等株式の配当の源泉徴収税率は優遇税率（所得税7%）になっている。租税条約の定める一般配当の限度税率の多くが15%であることから、租税条約の適用がある場合、租税条約に定める限度税率が適用になることが原則であるが、この場合は、限度税率ではなく国内法の税率が適用となる変則的な事態になっている。